

ウイルス感染症拡大における教会活動の自粛基準

2023年2月20日（改定）

新型コロナウイルス感染症対策室

フェーズ	社会状況	礼拝の形態	牧会上の注意事項
フェーズ0	政府による収束が認められた時	通常の聖餐式	
フェーズ1	感染症分類が5類となった場合	限定された聖餐式 ・チャリスを用いた陪餐の場合、口をつける回し飲みの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・出席者の発熱、せきやくしゃみなどの体調管理 ・教会施設（礼拝堂・会館）の換気などの徹底 ・消毒液などの設置と実施の徹底
フェーズ2 (注意喚起)	感染小康期 * 政府から発令されていない場合 * フェーズ2であっても牧師は教会委員会と協議のうえ、教区主教に相談して陪餐を中止することができる。	限定された聖餐式 ・インテイクション陪餐（ぶどう酒を付けたパンを最後に信徒に渡す） ・一種陪餐 ・聖歌やチャントの短縮や省略 ・陪餐直前の消毒の実施 ・陪餐時は非接触方法をとる（トンゲや手袋などを使用するなど）	<ul style="list-style-type: none"> ・出席者の発熱、せきやくしゃみなどの体調管理 ・教会施設（礼拝堂・会館）の換気などの徹底 ・消毒液などの設置と実施の徹底 ・茶話会昼食を含む集会等の延期または、中止 ただし、熱中症予防のため個々に水分補給を促す ・礼拝中のマスク着用
フェーズ3	感染拡大期 * まん延防止等重点措置などが政府から発令された場合 * 新規感染者が急激に増加傾向にある場合	陪餐しない礼拝 ・聖餐式前部 ・み言葉の礼拝 ・聖歌やチャントは歌唱しない	<ul style="list-style-type: none"> ・隣席との間隔を1m以上あけて着席 ・礼拝時間を短縮（1時間以内）する ・献金箱を使用する ・出席者を制限する ・他教派、教会への礼拝出席の自粛
フェーズ4	緊急事態期 * 緊急事態宣言など政府が発令した重大な宣言の場合	公開の礼拝の自粛 ・信徒は自宅で祈る ・教役者・家族のみで礼拝。	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅にいる信徒への牧会的な配慮 ・メールやリモート会議などを活用 ・訪問はせず、電話やメールなどで定期的な安否確認

* 礼拝は、消毒の徹底と三密（密閉、密集、密接）を避け、感染防止を十分に注意して実施してください。

* 各教会の置かれている地域の状況が異なるため、各県の社会活動制限基準に従ってください。

* 礼拝を自粛する場合は、牧師が教会委員会と協議のうえ、教区主教に相談して決定してください。

* 飛沫感染やエアロゾル感染を避けるために、パンとブドウ酒の取り扱いには十分に留意してください。（聖別時に司式者はシボリユウムを使用する、ウエハースをピューリファイケーターで覆うなど）